

横浜国立大学技術マネジメント研究学会 会則

第1条 本会は、横浜国立大学技術マネジメント研究学会（英文表記は、「Academic Society of Technology Management, Yokohama National University」）と称する。

第2条 本会は、技術マネジメントに関連する諸科学の研究の発展並びにその成果の発表と普及を目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 機関誌『技術マネジメント研究』誌および書籍の刊行。
- (2) 研究会および講演会などの開催。
- (3) その他、本会の目的を達成するための事業。

第4条 本会の事務局並びに連絡先を、横浜国立大学大学院環境情報研究院技術経営資料室に置く。

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

1 普通会員

- (1) 技術マネジメント学並びに関連する諸科学を専攻する研究者
- (2) 技術マネジメント学並びに関連する経営学、経済学、社会学、倫理学、工学、理学、人文科学などに関心を持ち、本会の目的に賛同し、本会の事業に積極的に参加する者

2 学生会員

- (1) 横浜国立大学大学院環境情報学府博士課程前期（環境イノベーションマネジメント専攻）、博士課程後期（環境イノベーションマネジメント専攻）所属学生
- (2) 横浜国立大学大学院環境情報学府所属研究生
- (3) 横浜国立大学で、上記（1）（2）以外の学生で、本会に入会を希望する者

3 賛助会員

本会の目的に賛同し、会員となることを希望し、本会評議員会で入会を許可された法人・団体

本会普通会員は、評議員の選任並びに本会の運営方針にかかわる意思決定に参加する権利を持ち、また機関誌への投稿、機関誌の配布をうけられ、講演会や研究会へ参加できる。

本会学生会員は、機関誌への投稿、機関誌の配布をうけられ、講演会や研究会へ参加することができる。

本会賛助会員は、機関誌の配布をうけられ、講演会や研究会に参加することができる。

第6条 本会の運営のために、以下の各役員ならびに組織を置く。

- 会長（評議員会の委嘱による）
- 評議員（普通会员のうちから互選する）
- 評議員会委員長（評議員のうちから互選する）
- 編集委員（評議員会の任命による）
- 研究活動委員（評議員会の任命による）
- 会計委員（評議員会の任命による）
- 会計監事（評議員のうちから互選する）
- 事務局（評議員会が任命する）

各役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

評議員の選任方法は、別途定める。

第7条 会長は本会を代表する。評議員は評議員会を組織し、会務を審議する。各委員は評議員会の議決に基づき、各々の会務を執行する。会計監事は本会の会計を監査する。事務局は評議員会委員長の監督の下で、会務の執行を補佐する。

第8条 本会の活動および運営に要する費用は、以下をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他

第9条 本会は必要に応じ、評議員会委員長の招集によって会員総会を開く。

本会普通会員は総会に出席し、会の活動や運営に関し、意見を述べることができる。

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 本会則の変更は評議員会の決議による。

附則

本会則は平成14年1月1日より施行する。

本会則の改正は平成27年1月1日より施行する。